

(お知らせ)

平成27年11月9日  
保健福祉局  
(担当 保健福祉総務課 222-3366)

## 「右京区におけるいわゆるごみ屋敷についての有識者の意見」について

平成27年11月8日(日)を期限として、行政代執行法第3条第1項に基づき戒告を行っておりました右京区におけるいわゆるごみ屋敷について、下記のとおり有識者から意見を聴取いたしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 開催日時

平成27年11月9日(月) 午前10時から午前11時

#### 2 場 所

京都市役所寺町第5会議室

#### 3 内 容

本市として、自主的な撤去に向けた働き掛けや生活支援、身体ケアを含めた寄添い支援を継続してきたが、11月9日(月)午前7時50分現在において、状況が改善していないことを確認した。

有識者からは、「右京区におけるいわゆるごみ屋敷に係る対応についての意見」(9月18日提出 別紙1参照)のとおり進め、当該要支援者の人権上の配慮を行いつつ、速やかに代執行を行うとともに、代執行を行った場合も、その後の当該要支援者の心身の状態に十分注意し、引き続き生活支援を継続するよう意見をいただいた。

#### 4 有 識 者

氏名(敬称略)	所属団体等
池上 哲朗	京都総合法律事務所 弁護士
加藤 博史	龍谷大学短期大学部 教授
福居 義久	医療法人 三幸会 副理事長 第二北山病院 院長 *急遽欠席することとなったため、本市から状況等の報告を行い、「3 内容」と同意見であることを確認した。
松尾 晃治	まつおクリニック院長

(参考)

1 対象者

50歳代の男性

2 場所

右京区内

3 概況（別紙2参照）

- (1) 通路幅約130cmの私道に高さ約200cm，南北約440cm，東西約90cmにわたって物を堆積させており，車いすを利用している近隣住民が，車いすから降りて，介助者の補助を受けなければ通行できない等，日常の通行の支障となっていることだけでなく，万が一の時には避難の支障となり，生命も脅かしかねない状態となっている。
- (2) 老朽化したベランダに物を堆積させており，崩落した場合，近隣住民の通行に危険を生じさせる可能性がある状態となっている。

4 対象者への対応の経過

- (1) 条例施行前の平成21年12月に相談を受理して以降，区役所，消防署，土木事務所等が連携し，対象者に対して，市道及び私道上にある物の撤去について指導を行ってきたが，これに応じなかったため，撤去の予告を行ったうえで，平成24年6月に，道路法に基づき市道上に置かれた物の撤去を行った。しかし，私道上については権限がないことから撤去に至らなかった。
- (2) 条例施行後も，区役所と保健福祉局等が連携し，支援と指導のため117回訪問を行い，うち56回は接触できた。（平成27年11月8日現在）
- (3) 接触の際は，清掃・防火の指導に加え，清掃への協力や健康相談（血圧・脈拍測定，熱中症予防の啓発等），各種福祉制度の情報提供を行う等により，人間関係の構築を図り，支援を基本として取組を進めてきた。
- (4) これまでのアプローチに対しては，片付ける意思を示し，自らごく少しの片付けを行うこともある一方で，再び物を持ち込むこともあり，一進一退の状態が続いた。

5 これまでの法的手続

実施年月日	内容	対象者の対応
平成27年 7月 1日	文書による指導（7月14日期限）	履行なし
平成27年 7月 21日	勧告（8月3日期限）	履行なし
平成27年 8月 7日	弁明の機会の付与の通知（8月20日期限）	提出なし
平成27年10月 9日	命令（10月22日期限）	履行なし
平成27年10月26日	戒告（11月8日期限）	履行なし

## 右京区におけるいわゆるごみ屋敷に係る対応についての意見

上記のことに関し、平成27年9月14日に意見交換を行い、下記のとおり意見をとりまとめましたので提出いたします。

## 記

当該要支援者が生じてさせている「ごみ」の堆積は、通路幅約130cmの私道に、幅が約90cm、高さが約200cm、長さが約440cmにわたっており、近隣住民の日常の通行に支障を及ぼしている状況にあることはもとより、災害時における緊急避難経路の確保という生命に関わる課題でもあり、「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（以下「条例」という。）」の目的である安心・安全な生活環境に著しく影響を及ぼすばかりか、近隣住民の生命や財産に危害を与える蓋然性が高いと認められる。

一方、要支援者への生活上の諸課題の解決に向けては、条例施行後、頻繁に寄添い支援を続けており、要支援者自身が血压測定等の健康管理に係る支援に同意するなど、信頼関係の構築に向けて懸命な努力がなされているが、要支援者からはいまだ全面的に片付ける意思は示されていない状況にある。

本件については、狭い私道に「ごみ」を堆積させていることによって、近隣住民の通行や災害時の避難に著しい支障を与えている特異なケースであり、自主的な解決以外には、条例による措置を採る以外に方法はなく、現に近隣住民からも早期の解決を望む要望が寄せられている。

このため、時期を逸さず、早期に条例第12条第1項に規定する命令を行うべき案件と判断するが、これと並行して、引き続き、生活支援や身体ケアを含めた寄添い支援を粘り強く行い、要支援者による自主的な解決が図れるよう努力をお願いしたい。

また、仮に命令によっても解決が図れず、行政代執行を行わざるを得ない場合でも、その後の当該要支援者の心身の状態に十分注意し、引き続き生活支援を継続して行っていただきたい。

平成27年9月18日

(条例第12条第3項に規定する有識者)

池上 哲朗

加藤 博史

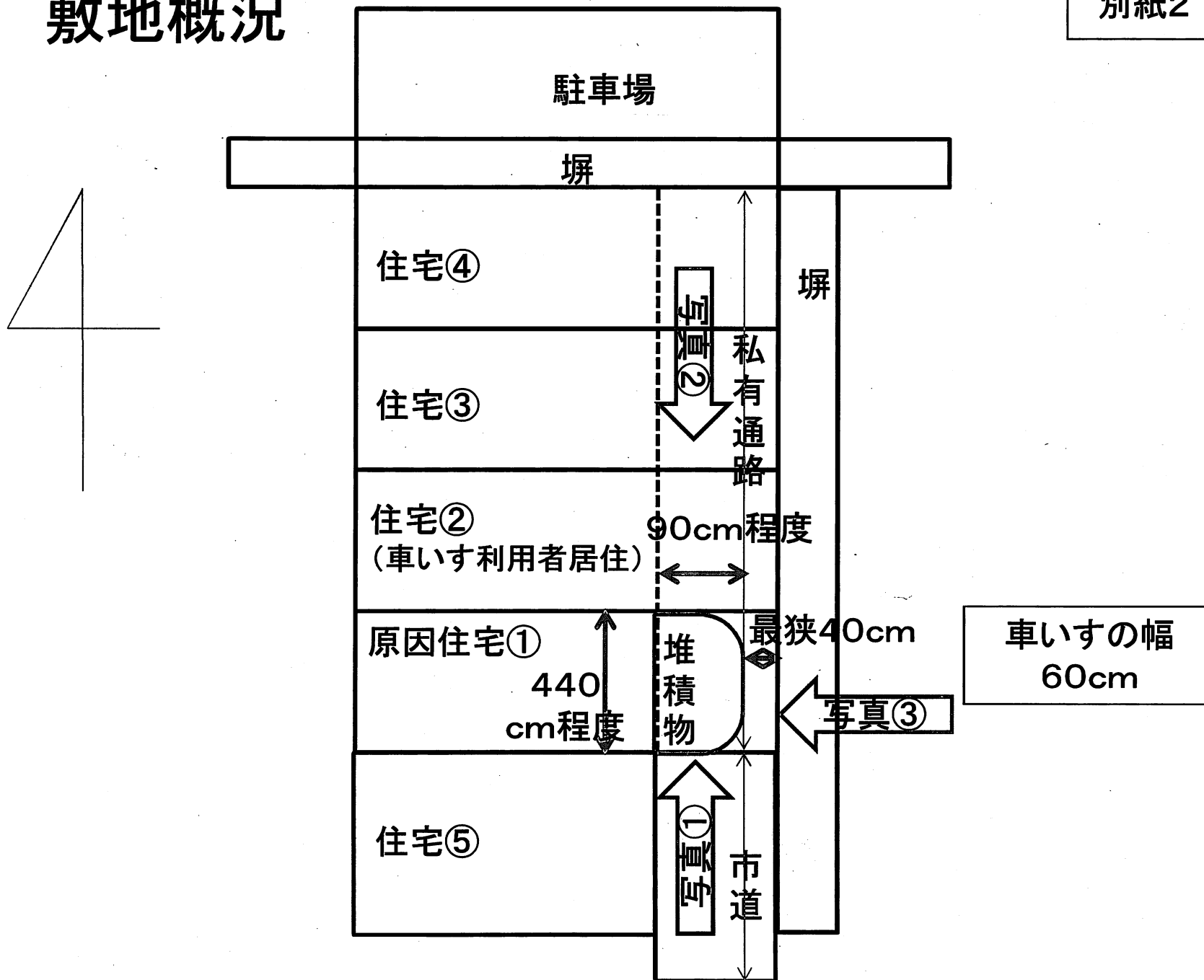
福居 義久

松尾 晃治



# 敷地概況

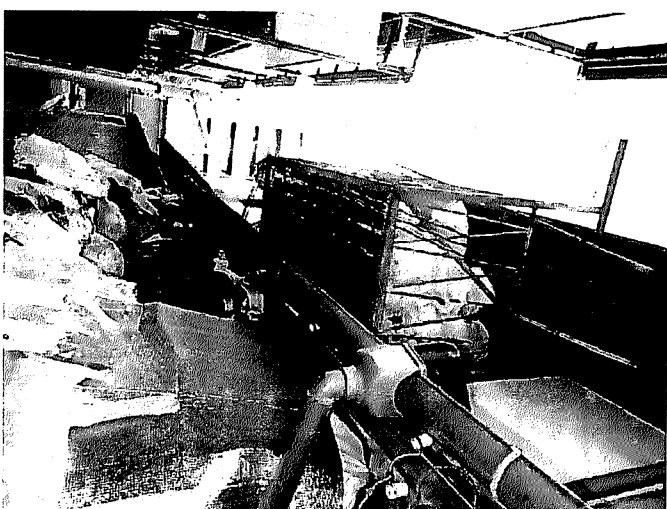
別紙2



写真①



写真②



写真③

